

## ○レクリエーションに参加中の職員が受けた 災害の公務上外の認定について

〔昭和48年11月26日地基補第542号〕  
〔各支部事務長あて 補償課長〕

第1次改正 平成4年9月1日地基補第169号

第2次改正 平成15年9月24日地基補第155号

第3次改正 平成16年4月19日地基補第105号

標記の件については、「公務上の災害の認定基準について」（平成15年9月24日地基補第153号）の記の1の(1)のクに示されているところであるが、その取扱いについては、下記事項に留意し、遺漏のないようにされたい。（第2次改正・一部）

### 記

- 1 「任命権者（地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）にあっては、当該地方独立行政法人の理事長。以下同じ。）が計画し、実施したレクリエーション」とは、1又は2以上の任命権者（レクリエーションを行なう権限の委任を受けている部局の長又はあらかじめ地方公務員法第42条の規定に基づくレクリエーションである旨の承認を受けて、当該レクリエーションを行つた部局の長を含む。以下同じ。）が単独で又は共同して自ら行つたレクリエーションというものであること。（第3次改正・一部）
- 2 「共済組合」には、共済組合のほか、地方公務員等共済組合法附則第29条の規定による健康保険組合が含まれるものであること。
- 3 「地方公共団体の長等」には、教育委員会、公安委員会等が含まれるものであること。
- 4 「共同して行つたレクリエーション」とは、任命権者が当該レクリエーションの形式的な主催者としてのみならず、実質的な主催者として、当該計画を立案し、共催者と共同して実施したレクリエーションをいうものであること。（第3次改正・一部）
- 5 「参加している場合」とは、所定の時間帯において当該レクリエーションに出場し、又は応援している場合をいい、準備運動を行つている場合及びこれに準ずる場合を含むものであること。
- 6 「2以上の任命権者が共同して行つた運動競技会」には、2以上の任命権者

が、共済組合（健康保険組合を含む。）又は職員の厚生福利事業を行うことを主たる目的とする団体で、条例により設置され、かつ、地方公共団体の長等の監督の下にあるものと共同して行つた運動競技会が含まれるものであること。

（第1次改正・一部、第3次改正・一部）

7 任命権者の支配管理の下に行われたレクリエーションに参加している場合に発生した災害の公務（地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。）上外の認定に当たっては、次に掲げる資料等により調査し、その実態を正確に把握すること。（第3次改正・一部）

(1) 年間レクリエーション行事計画

(2) 当該レクリエーション計画の実施責任者、実施の日時、内容、災害発生の状況

(3) 部課別総職員数及び当該レクリエーション参加職員数（応援者を含む。）

(4) 勤務時間中の催しである場合には、参加職員の勤務上の取扱い

(5) 対抗試合としての形をとっている場合には、選手である職員の選出方法、開催責任者への選手名の通告の有無